

一宮軟式野球連盟 規約

第1条 (名称)

連盟は一宮軟式野球連盟と称する。

第2条 (事務所)

連盟の事務局を一宮軟式野球連盟会長が指名する所に置く。

第3条 (目的)

連盟は軟式野球の健全な発展を図り、その技術の向上と共に会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (会員)

連盟の会員は市内に所在するチーム及び連盟の目的に賛同し、担うものを会員とする。

第5条 (組織)

1. 連盟は一宮体育協会及び愛知県軟式野球連盟に加入し、その組織団体とする。
(愛知県軟式野球連盟に対する場合は、愛知県軟式野球連盟一宮支部と称する。)
2. 連盟の事業を遂行するために、局部会及び専門委員会を置くことができる。
事務局、総務部、財務部、審判部、少年(中学)部、OB部、早朝部等
表彰委員会、審議委員会、昇降格委員会等
3. 各局部の責任者は、局部長が務め、各委員会の委員長は委員の互選で決める。
4. 連盟の審判部員は、連盟会長から委嘱される。

第6条 (加盟及び脱退)

1. 会員となるチームは連盟の定める登録申込書に会費を納入し、支部の資格審査を受け、支部登録された時点で会員の資格を得る。
2. 会員はその登録事項に異動を生じたときは、その旨を届出なければならない。
3. 連盟は次の事項の1つに該当した場合は、脱退させることができる。
ア. 連盟の大会規約に違反し、不適格と認めた場合
イ. 自ら脱退の意思を表明した場合
ウ. 除名の処置を受けた場合

第7条 (事業)

連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 軟式野球大会の開催
2. 野球技術の指導
3. 審判技術の指導
4. 各種軟式野球大会への協力
5. その他、連盟の目的を達成するために必要な事項

第8条 (会費及び経理)

1. 連盟の経費は次の掲げるもので充てる。
ア. 会費
イ. 補助金
ウ. 寄付金
エ. 参加料
オ. その他
2. 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9条 (役員、理事、監事等)

1. 役員

会長	1	名	副会長	3名以内
理事長	1	名	副理事長	2名以内
審判部長	1	名	少年部長	1名
OB部長	1	名	早朝部長	1名
会計	1	名	書記	1名

2. 理 事 20名以内
3. 監 事 2名以内
4. 連盟は上記のほか、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役を置くことができる。

第10条 (役務)

1. 会長は連盟を代表し、会務を総理するとともに会議を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表し、大会など会務を司る。
4. 副理事長は理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 各局部長は各局部を代表し、運営を司る。
6. 副局部長は局部長事故あるときはその職務を代行する。
7. 書記は連盟及び会議の記録など司る。
8. 会計は連盟の財務を司る。
9. 顧問、参与は連盟の事業に参画する。
10. 理事は連盟の事業など参画し運営する。

第11条 (評議員)

1. 評議員は加盟各チームの代表者1名及び審判部員の代表者(役員、理事、監事以外)で評議員会を構成する。
2. 評議員会は、毎年の会計年度終了後2ヵ月以内に召集する。

第12条 (役員・理事選出)

1. 会長は理事会の決議で定め、評議員会(総会)の承認を得る。
(決議で定めることができない場合は理事会の選挙で決める。)
2. 副会長、書記、会計は会長推薦より選出し理事会の承認を得る。
3. 理事長、監事は理事の互選で選び、役員会の承認を得る。
4. 副理事長は理事長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
5. 各部長は各部内の互選で選び、役員会または理事会の承認を得る。
6. 各副部長は各部長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
7. 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役は連盟に功労あった者を役員会で推挙し、理事会の承認を得る。
8. 理事は役員(13名以内)を含む定数30名以内とし、評議員、各部および会長推薦は、理事数の3分の1以内とする。
次なるものからの互選、または選出する。
ア. 評議員の推薦をもって構成、10名以内とする。(理事数の3分の1以内)
一般(成人)野球部 3名 少年・中学野球部 3名
O B 野 球 部 2名 早 朝 野 球 部 2名
イ. 審判部 10名以内とする。(理事数の3分の1以内)
ウ. 会長推薦 10名以内とする。(理事数の3分の1以内)

第13条 (任期)

1. 任期は2年とする。再任は妨げない。
但し、上部団体組織の任期期間に相違がある場合、直近の評議員会(総会)にて整合させる。
2. 任期が満了しても後任者が就任までの職務を行う。
3. 役員、理事、監事が欠員となった場合、直近の評議員会(総会)にて補充する。
尚、欠員時の補充役員は在任期間に限る。

第14条 (会議、委員会等)

1. 評議員会(総会)、役員会、理事会は会長が招集する。
2. 役員会は、正副会長、正副理事長、審判部長、少年部長、OB部長、早朝部長、会計、書記で構成する。
役員は理事会に出席し発言はできるが、賛否には参加できない

3. 理事会は理事長が招集することができる。
定例理事会は、1月、4月、6月、11月に開催する。
但し、臨時理事会を招集する時は、会長の承認を得る。
会長事故ある時は、副会長の承認を得る。
4. 評議員会、理事会及び各委員会は会員過半数以上の出席者により成立し、その議決は出席者の過半数以上の賛同をもって決する。
5. 各会議、委員会において、賛否同数のときは各会議、委員の長が決める。
6. 理事会は、理事の5分の1の賛同あるときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。

第15条（事務局）

連盟の事務を処理するため事務局を会長が指定する所に置く。

第16条（その他）

1. 連盟の規約は、理事過半数以上の出席者の理事会において3分の2以上の同意を得て、評議員過半数以上の出席者の評議員会（総会）において、2分の1以上の同意を得て変更ができる。
2. 一宮軟式野球連盟内部規程を設け、慶弔経費、新審判員の補助、役員、理事、審判等の出張費等については、別表に定め、理事会にて決定する。
3. 一宮軟式野球連盟各局部規約は、各局部の代表意見等を反映し、理事会にて決定する。
4. 各大会要綱規定は、各大会担当部長及び審判部長の意見を反映して、運営部にて決定する。
5. 規約に定めなき事項については、理事会にて審議決定する。

附 則

本規約は平成21年3月1日より施行する。

本規約は平成25年2月17日より改正する。